

住宅2万戸供給へ

県方針、7月末までに

県は22日、東日本大震災で住居を失った避難者のため、7月末までに応急仮設住宅など約2万戸の住宅を供給する方針を示した。県災害対策本部会議で明らかにした。23日から建設用地が決まった国見町など5市町で応急仮設住宅約300戸の建設に着手する。応急仮設住宅は着工から約1カ月で完成する見通しで、今後入居者を募集する。

23日以降の着工が決まった建設地と戸数次の通り。

国見町山崎地区・南町田(43戸) 桑折町東段地区・福島蚕糸跡地(72戸) 須賀川市池上町地区・翠ヶ丘公園自由広場(68戸) 相馬市北飯沼地区・隅田東グラウンド(60戸) 新地町小川地区・陸上競技場(54戸)

住宅に関する県民の
電話相談を受け付け

県は22日、住宅施策に関する県民向けの電話相談窓口を設置した。住宅に関する全般的な相談を受け付ける。時間は午前8時30分から午後8時まで。

窓口は、県土木部建築住宅課(電話024・521・7698、024・521・7867)。

利用可能は436戸

県内の雇用促進住宅

福島労働局は22日、県内の雇用促進住宅の利用可能戸数が県内で436戸あると発表した。このうち45戸がすぐに入居可能な物件で、被災者の入居などに役立てる方針。問い合わせは各市町村の災害対策本部へ。

きょうから応急仮設 着手

県は、現在の県民の避難状況から住宅の供給が必要となる世帯を2万3000世帯と推計しており、住宅供給の目標値を設定した。県は、応急仮設住宅を1万4千戸建設するほか、公営住宅の空き家1千戸を活用、民間住宅を5千戸借り上げて住宅を確保する方針。事業費は総額で854億円となる見込み。中通りを中心に会津地方、浜通り北部、いわき市に供給する。県によると、災害救助法では、応急仮設住宅に入居できるのは住居が全壊、半壊した人に限られているため、県は、原発周辺地域から避難した人も受け入れられるよう国に要件の緩和を要請していく。